

FDノート 「法律学の基礎」のその後について

毛利 康俊

一 「法律学の基礎」は、導入科目（履修強制はかけているが必修科目ではない）のひとつである。1年生の全員が前期に履修することが期待されている（2単位）

この科目は、2004年度のカリキュラム改正と同時に開設された新規科目である。法学入門系統の科目であるが、各法の概説ではなく、法律学習法、とりわけその最も基礎的な部分に特化した点に特色がある。

この科目の開設の経緯については、別稿で触れた¹⁾。本稿では、この科目のその後の展開について述べたい。

二 科目の狙いと学習項目、コンセプトに変化はない。

すなわち、科目の狙いは、1年生後期から憲法、民法等の専攻科目が始まることから、それ以前に新入生に法律学習の基礎素養を身につけさせることである。

科目コンセプトは、素養の習得には実践が必要であることから、練習問題を多用することである。このため、この科目は、講義科目ではあるが、準演習的な性格を持つことになった。

学習項目は以下の通りである。

(1) 拙稿「FDノート 『法律学の基礎』の新設について」西南学院大学法学論集第38巻第1号2005年参照。

- ・ 社会的問題
 - ・ 社会的問題とは何か
 - ・ 社会的問題の解決方法の種類
 - ・ ルールによる社会的問題解決の特徴
- ・ 事例にあわせて六法を引く練習
- ・ 条文特定法 条・項・号、本文・ただし書、前段・後段、第1文・第2文
- ・ 条文分解法
 - ・ 「又は」「若しくは」
 - ・ 「及び」「並びに」
 - ・ 例示
 - ・ 適用除外
- ・ 法的文章の書き方
 - ・ ルール解釈のない場合
 - ・ ルール解釈のある場合
- ・ 法的な出来事の見方 権利の発生・変更・消滅
- ・ ルールの主体的読み方 権利発生規範、権利障害規範、権利消滅規範、権利阻止規定
- ・ ルール解釈の技法
- ・ 拡張解釈 縮小解釈
- ・ 要件や効果のカヴァーする範囲のズレ
- ・ 類推解釈 反対解釈
- ・ 要件の無視・追加
- ・ (要件の言換え、細分化)
- ・ 法的論争のレベルアップ法
- ・ 学習法
 - ・ 予習 講義 復習
 - ・ 教科書の読み方(含む、線の引き方)
- ・ ノートの取り方
- ・ 問題の諸形式

- ・事例式問題における論点発見法
- ・法の諸分野
- ・履修上の注意
- ・民事訴訟、刑事訴訟、行政事件訴訟と憲法訴訟
- ・「権利」の諸概念
- ・公法と私法、実体法と手続法、一般法と特別法

しかしその後、テキスト化、SAによるサポート体制の確立、重点項目の絞り込み、の面で大きな発展ないし変化があった。

三 この科目では、当初より練習問題をプリントで毎回配布していた。これらのプリントがのちのテキストの基礎となった。この練習問題は、法律以前の日常的なものから始めている（例題1参照）

例題1 あのか村では、重いものといったら馬と車しかなかったため、馬と車の通行は禁止し、その他の通行は自由として、「何者かが馬に乗っていたならば、橋番はその人を制止できる。何者かが車に乗っていたならば、橋番はその人を制止できる。」と看板に書きました。そして橋番を村人が代わりばんこに務めることにしました。ある日、西村在住の太郎が東村在住の義男のところを訪ねるため、馬に乗ってその橋にやってきました、「通せ」と言います。橋番は「だめだ」と言います。また、このときそのあたり一面は水浸しだった。雨がやんで6時間しかたっていないからである。橋番は太郎を制止できるでしょうか。文章で説明してください。

また、法律学習の入り口において、「又は」や「若しくは」の入った条文を論理的に正しく読むという段階でつまずく学生が多い。そこで、条文の読み方の練習問題にも相当数取り組ませている（例題2参照）

例題2 次の条文の本文の分解図を書き、短文を抜き出さない。

民法⁶²⁶条

雇用の期間が5年を超え、又は雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべきときは、当事者の一方は、5年を経過した後、いつでも契約の解

除をすることができる。ただし、この期間は、商工業の見習を目的とする雇用については、10年とする。

こうした、通常の法学入門書の遙か以前の段階から始め、最終的には初級の法律問題にも挑戦させている（例題3参照）

例題3 Xは家畜外動物Pを飼育していたが、2001年3月21日にPは逃走した。YはPを捕獲し、Pは無主物と思い飼育を始めた。XはYがPを飼育していることに気づき、2002年5月23日にPの返還を求めた。X Y間の法律関係を論ぜよ。

ヒント 所有権に基づく返還請求権、民法195条

初年度（2004年度）は、これらの問題をプリントして配布していたが、配布に時間がかかり、全体の見通しが悪いという難点があった。この難点を解消するために、2005年度からは、これらプリントを事前に製本し、学生にはこれを購入してもらうことにした。

テキストは、毎年補充改訂を繰り返している。毎年増補を繰り返した結果、練習問題は授業時間内に消化できる分量を超えてしまった。そこで、2008年度からは解答編もつけることにし、意欲的な学生には発展的な自習ができるようにした。

四 これらの練習問題を授業時間内に解くだけでは、実践の絶対量が足りない。また、なんらかの技法を習得するためには、各自が自分のペースで練習に取り組む時間も必要である。そこで、この科目では毎回宿題を課すことにした。

この科目の開設とちょうど時期を同じくして、本学部ではSA（Student Assistant）制度がスタートした²⁾。そこで、2005年度（2年目）より、この制度を利用して、希望する1年生は課外にSAにより課題の添削を受けられるようにした。課外であることから、これを受けないと減点するということはできないので、添削を受けたものはボーナス点として課題提出点を各回0.5点与えることにした。その結果、毎年、4分の3程度の学生がほぼ毎回、課題の添削を

(2) 拙稿「FDノート Student Assistant制度の創設について」西南学院大学法学論集 38巻3・4号2006年参照。

受けるようになった（400名中300名程度）。

2005年度は、担当SAの数が少なく（3名）、1年生の待ち時間が長くなるという問題があった。2006年度の担当者は、前田敦准教授、遠藤美奈准教授（いずれも当時）であったが、この問題の緩和のため、この年よりSAを大幅に増員することになった。現在では40名弱のSAが添削にあたっている。

添削は顕著な成果を上げていると言える。図1は、2011年度の受講生を対象に、添削提出回数（全12回）と期末テスト（70点満点）の相関を取ったものである。

まず、添削を受けている学生にも、二つの層があることがわかる。すなわち、課題に真剣に取り組んだ層（図中のA群）とたんに提出するだけにとどまった層である（図中のB群）。このうち、真剣に取り組んだ層では、課題の提出回数と期末テストの成績との間にははっきりとした相関がある。

次に、教員の目から見れば、今後の法律学習のことを考えると、期末テストで70点満点中40点はぜひとも欲しいところである。するとこの図から、添削課題を半分以上は提出しないと満足いく学習成果を上げることは難しいことわかる。

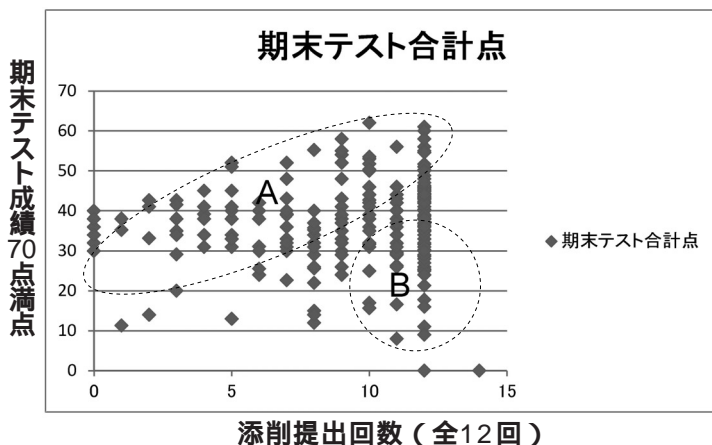


図1 添削提出回数と期末テストの成績の相関

最後に、課題の添削をすることにより、科目の内容に対するフィードバックが生まれたことも付け加えておきたい。

五 すなわち、1年生がつまづくポイントが明確になることにより、重点項目の絞り込みが行われたのである。1年生は、(1) 法的三段論法に従った文章作法の基本形の習得、(2) 条文の読み方、(3) 法的三段論法(規範 当てはめ)を繰り返して最終的結論にたどりつくことへの理解と実践、でつまづきやすいということがわかった。

そこで、テキストや添削課題もこれらの点に重点をおいて増補・改訂することにした。これらの増補・改訂については、2007年度からこの科目を担当した大下英希准教授(当時、現立命館大学法科大学院准教授)の貢献が大きい。

その結果、他の学習項目に割ける時間数が少なくなった。とくに、法の解釈の練習時間が少なくなったことは、科目の設置目的からみても残念なことである。もともと、2単位で前掲の学習項目のすべてを習得させようとしたことに無理があったと思われる。そこで、これらの学習項目については、1年次後期開講の「続・法律学の基礎」(臨時開講科目)に移すことを試みる予定である。